

別紙（第 11 条）

固縛マニュアル

九州商船株式会社
（フェリー）

1. 車止め及び固縛装置取付け要領

- ①すべての自動車について車止めを施す。
- ②原則として積み込まれたすべてのトラック、特殊自動車、危険物積載車両には、平常時の図のとおり固縛装置を取付ける。
- ③木材積載車等重心の高い自動車にはオーバーラッシングを行う。なお、アウトリガー付きのユニック車においては、当該車両の固定にアウトリガーを使用しない。
- ④トラック等の車両に固縛リングがない場合、フレームにプーラー・ラッシングベルトをかけウェッジを 8ヶ所にする。
- ⑤荒天時においては、荒天時の図のとおりラッシングの強化を図る。
- ⑥オーバーラッシングが、停車位置等により設置できない場合は、プーラー・ラッシングベルトの数を適宜増設する。
- ⑦波浪・風浪等の状況によっては、船内作業指揮者の判断により、さらにプーラー・ラッシングベルトの数を増やす。
- ⑧特殊な形状の車両の固縛装置取付け箇所については、車体形状に応じて変更する。
- ⑨乗用車については、荒天時においては荒天時の図のとおり車止めを増やす。但し、乗用車にプーラー・ラッシングベルトをかけることが可能な場合には、当該ベルトを取付ける。
- ⑩コンテナについては、コンテナ・ラッシングの例の図のように固縛装置を取り付ける。